

葉山町下水道台帳システムリプレイス業務委託 仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、葉山町（以下「委託者」という。）が、受託者へ委託する「葉山町下水道台帳管理システムリプレイス業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、委託者が管理する下水道施設の業務継続マネジメント及びストックマネジメントの各機能を有する下水道台帳管理システムの再構築を目的とする。

(準拠法令等)

第3条 本業務の実施にあたっては、本仕様書及び業務委託契約書によるほか、次の各号に掲げる関係法令等に準拠するものとする。

- (1) 下水道法
- (2) 下水道法施行規則
- (3) 下水道維持管理指針
- (4) 測量法
- (5) 測量法施行令
- (6) 測量法施行規則
- (7) 地理空間情報活用推進基本法
- (8) 葉山町財務規則
- (9) 個人情報の保護に関する法律
- (10) 下水道台帳管理システム標準仕様（案）・導入の手引き V e r . 5
- (11) その他関係法令・通達等

(業務の執行体制)

第4条 本業務の執行体制は、本業務の特質を考慮して、業務に係る専門的知識と経験を有するものによって構成するものとする。また、受託者は円滑な業務の進捗を図るため、十分な数の人員配置するものとする。なお、本業務の遂行に支障をきたすと認められたとき、委託者は、受託者に対し担当者の変更を求めることができる。

(疑義)

第5条 本業務について、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により解決するものとする。

(資格要件)

第6条 受託者は、本業務と同種の業務実績を有するものとする。なお、その証明として当該契約書及び仕様書の写しを提出するものとする。

2 本業務において委託者の貸与資料を取扱う点から受託者は下記のいずれかの法人認証を有する者とする。

- (1) ISO27001 (情報セキュリティーマネジメントシステム)
- (2) ISO27017 (クラウドセキュリティーマネジメントシステム)

3 受託者は次の要件を満たすものを配置するものとする。

- (1) 管理技術者
技術士法による「技術士」(上下水道部門「下水道」)又はこれと同等の能力を有する者又はRCCM(下水道)を有すること。
- (2) 照査技術者
技術士法による「技術士」(上下水道部門「下水道」)又はこれと同等の能力を有すること。

(提出書類)

第7条 受託者は、本業務を実施するにあたり、次の各号に掲げる書類を業務着手時に委託者に提出し、当該書類の内容について委託者の承認を受けるものとする。

- (1) 着手届
- (2) 業務実施計画書(業務概要, 実施方針, 業務執行体制等)
- (3) 工程表
- (4) その他委託者が提出を求める書類

(資料の貸与及び保管)

第8条 本業務において委託者から貸与される資料について、受託者は、必ず借用書を提出するとともに、資料の汚損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱うこと。なお、使用後はすみやかに返却するものとする。

(工程管理)

第9条 受託者は、委託者の承認を得た工程表に基づき、契約期間内に業務を完成させるよう適切な工程管理を行うものとする。また作業工程に変更が生じる場合は、速やかに「業務実施変更計画書」を提出し、委託者の承認を受けるものとする。

(打合せ及び報告)

第10条 受託者は、本業務における主要な業務打合せにあたっては、業務担当者を出席させ、委託者と十分に協議するものとする。

2 前項の協議内容について、受託者は「打合せ記録簿」をその都度作成し、委託者と受託者確認のうえ、それぞれ1部ずつ保有するものとする。

3 本業務の実施にあたり、受託者は進捗状況を随時委託者に報告するものとする。

(秘密の保持等)

第11条 受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。これは、契約の終了又は解除後も同様とする。また、受託者は成果品（業務の過程で得られた記録、各種情報等を含む）を委託者の許可なく第三者に公表、閲覧、複写、貸与、譲渡、若しくは無断使用してはならない。契約の終了又は解除後も同様とする。なお、受託者は本業務における個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利、利益を侵害してはならない。

(再委託の禁止)

第12条 受託者は、委託業務の一部を第三者に請け負わせる場合は、あらかじめ書面による委託者の承諾を得るものとする。また、委託業務が個人情報の取扱いを伴うものである場合は、受託者はその業務の一部（個人情報の取扱いを伴う部分に限る。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないものとする。

(損害賠償)

第13条 本業務に伴い事故等が発生した場合は、受託者は、所要の措置を講じるとともに委託者に事故の発生原因、内容及び経過等を速やかに報告し、その指示に従うものとする。

2 前項において生じた損害は、受託者の責任において解決するものとする。

(検査)

第14条 受託者は、本業務の工程ごと及び業務完了後に委託者の検査を受けるものとし、委託者から業務委託契約書及び本仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い、再検査の合格をもって、業務が完了したものとする。ただし、業務完了後であっても成果品に不備等が発見された場合は、委託者の指示に従い、受託者の負担において必要な処理を行うものとする。

(委託料の支払い)

第15条 委託者は、前条の検査を実施し、受託者が合格した場合は、委託料を支払うものとする。

(契約不適合責任)

第16条 受託者は、業務の完了後において成果品に誤り等が発見された場合は、受託者の費用負担により、速やかに訂正、補足、報告等の必要な措置を講じなければならないものとする。

(契約変更)

第17条 本業務において、本仕様書及び業務提案書の内容に変更の必要が生じた場合は、変更契約ができるよう事前に変更について協議を行うものとする。

(成果品の帰属)

第18条 本業務の成果品及び業務履行上に発生した資料は全て委託者に帰属するものとし、委託者の承認を受けずに他者に公表、貸与又は使用してはならないものとする。ただし、システムのプログラムに関する著作権は除くものとする。

(履行期間)

第19条 本業務の履行期間は、契約締結日から令和13年3月31日までとする。なお、仮稼働期間及び本稼働期間は次のとおりとする。

- (1) 仮稼働期間 令和8年2月1日から令和8年2月28日まで
- (2) 本稼働期間 令和8年3月1日から令和13年3月31日まで(61か月)

第2章 業務内容

(業務内容)

第20条 本業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 計画準備及び打合せ協議
- (2) 資料収集整理
- (3) システムデータ移行
- (4) 下水道台帳管理システム再構築
- (5) 下水道台帳管理システム運用保守

(業務対象)

第21条 業務対象は、葉山町が所管する下水道管路施設とその管路施設に関連する工事竣工図及び維持管理情報等とする。

- | | | |
|-----|------|----------|
| (1) | 管路延長 | 約125.7km |
| (2) | 人孔 | 約7,375個 |
| (3) | 柵 | 約10,904個 |
| (4) | 取付管 | 約10,859個 |

(計画準備及び打合せ協議)

第22条 本業務の全般について委託者と受託者で十分な協議を行い、業務の内容、工程等について相互理解を得て、業務を遂行する上での計画及び立案を行うものとする。また、受注者は打合せ協議後すみやかに打合せ協議記録簿を作成し提出するものとし、双方確認の上、それぞれ一部ずつ保有するものとする。

(資料収集整理)

第23条 委託者は、本業務に必要な次に掲げる基礎的資料を受託者に貸与し、受託者は資料の内容把握及び調査を行うものとする。なお、受託者は個人情報を含む資料については、情報漏洩が生じないよう万全な対策を講じるものとする。

- (1) 移行データ（※参考「(別紙1) 移行データ一覧」）
- (2) その他必要な資料及びデータ

第3章 システムデータ移行

(システムデータ移行)

第24条 受託者は、既存する下水道台帳管理システムの移行データを、新たに導入する下水道台帳管理システムに移行するものとする。移行データについては導入するシステムにセットアップ可能なデータ形式へ変換・加工等を行うものとする。

(データ検証)

第25条 データ移行後の下水道台帳管理システムデータは、過不足なく正常に移行されていることを確認するものとする。検証・点検の結果、不具合が認められた場合には委託者と協議の上でデータ修正を行うものとする。

(データセットアップ)

第26条 移行後のデータは、原則として既存システムの内容・表現方法を踏襲することとするが、調整の必要がある場合には委託者と協議し変更を決定するものとする。

第4章 下水道台帳管理システム再構築

(要旨)

第27条 既存する下水道台帳管理システムの移行データを用いて、庁内及び庁外より利用可能な下水道台帳管理システムの再構築を行うものとする。

(下水道台帳管理システム再構築)

第28条 導入するシステムは、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 基本要件

- ・下水道台帳管理システムは、委託者及び委託者が指定する民間事業者が容易に取り扱えるものとする。
- ・障害等に備え、委託者が簡単な操作でデータのバックアップや復旧ができる機能を有し、また、データの漏えいや持ち出し防止のため、セキュリティ機能を有するものとする。

(2) システム構成

本システムの構成（LGWAN 方式を除く）については、提案により決定するものとし、最優秀者の決定後、委託者と協議の上、システム構成を決定するものとする。

(3) 機能要件

「(別紙3) システム機能要求書」を満たすものとする。

(4) クライアント環境

システム利用端末及びネットワーク環境は次のとおりとする。

(ア) 利用端末

O S	Windows11Pro23H2
C P U	12th GenIntel(R) Core(TM) i5-1240P 1.70GHz
R A M	16.0GB
その他	すべてのクライアントは、委託者ローカルドメインに参加し、Active Directory の環境下において管理者権限で動作している。

(イ) ネットワーク環境

各施設間は、委託者所有の光伝送路によりネットワークを構築している。
(帯域は、インターネットの通信帯域 最大 400Mbps (最低 300Mbps)、L
G W A N の通信帯域 最大 100Mbps) また、委託者は神奈川県運用
する仮想ブラウザを経由して庁外ネットワークに接続する。

(5) 設置調整

ネットワーク、情報セキュリティ対策基準の確認等に向けて、関係者との
調整協議をする。

(操作マニュアル及び操作研修)

第29条 下水道台帳管理システムの操作マニュアルを作成し、研修会を実施するものとする。

- (1) システム運用、保守の手順などを詳細に記載したマニュアルを用意する。
- (2) システムを改良した場合、該当する部分を更新した操作マニュアルを速やかに提出する。
- (3) システムの本稼動前に操作研修会を実施する。

第5章 下水道台帳管理システム運用保守

(下水道台帳管理システム運用保守)

第30条 受託者は運用期間において次の運用保守業務を実施するものとする。

(1) 通常保守

ア システムを利用するため、適切なシステム運用維持及び保守を行うこと。

イ システムの保守作業はサーバ等の設置場所（オンサイト）又は遠隔操作で行うこと。

ウ システムのカスタマイズ部分にバグ等の瑕疵があった場合は、速やかにバグによる業務への影響範囲、対策方法を委託者と協議し指示を受け、プログラム修正、動作確認を速やかに行うこと。なお、クライアント端末に起因する障害や庁内におけるインフラ障害、電源供給や通信障害に起因するものについては、保守範囲に含まれないものとする。

エ 受託者は、システムに関する技術情報等（仕様、操作方法、運用サポート、データ調査依頼等）を得られる問い合わせ窓口を設置すること。

オ システムの機能強化又は機能改良を目的とした、改良版ソフトウェアの提供を行う場合は、正常稼働を損なうことのないように対応を行うこと。

カ システムに脆弱性が発見された場合には、必要に応じて対応プログラム等の適用を行うこと。

(2) 緊急保守（障害対応）

ア 障害発生時は、原因調査、業務への影響範囲調査及び障害の切り分け作業を行うとともに、速やかに発注者と協議すること。

イ 障害対応後については、正常に動作することを確認し、「保守作業報告書」を作成し委託者に提出すること。

(3) 運用時間

24 時間 365 日運用（稼働率 99.0%以上）を行うこと。ただし、事前に協議があり、必要と認められるメンテナンスによる停止は除く。

(4) 操作説明

委託者に対し、システムの操作説明を実施すること。

(5) その他

受託者にて保守作業を実施する際には、事前に委託者へ作業内容及び作業日程を連絡し承認を得るものとする。ただし、委託者が緊急と認めた場合はこの限りではない。

第6章 成果品

(成果品)

第31条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | | |
|-----|------------------|-----|
| (1) | 下水道台帳管理システム | 1 式 |
| (2) | 下水道台帳管理システム設定データ | 1 式 |
| (3) | 下水道台帳管理システム搭載データ | 1 式 |
| (4) | タブレット | 1 台 |
| (5) | 操作マニュアル | 1 部 |
| (6) | 打合せ協議簿 | 1 部 |
| (7) | 業務報告書 | 1 部 |
| (8) | その他委託者が指示する資料 | |
| (9) | 電子データ一式 | |

以上

(別紙1) 移行データ一覧

■移行データ

No	分類	名称		データ 件数	単位	データ形式
1	台帳管理情報	管渠 (125.7 km)		7,395	線	Shape 形式
2		人孔 (7,374 個)		7,374	点	Shape 形式
3		柵 (10,904 個)		10,904	点	Shape 形式
4		取付管 (10,859 個)		10,859	線	Shape 形式
5	維持管理情報	調査	人孔	72	点	Shape 形式
6		清掃	人孔	13	点	Shape 形式
7			管渠	17	点	Shape 形式
8			柵	13	点	Shape 形式
9			取付管	13	点	Shape 形式
10		修繕	人孔	316	点	Shape 形式
11			柵	1	点	Shape 形式
12			取付管	1	点	Shape 形式
13	その他	供用開始区域		486	面	Shape 形式
14		排水設備接続面		3,633	面	Shape 形式
15		排水設備		4,811	点	Shape 形式
16		土質調査		246	点	Shape 形式
17		メモ		151	点	Shape 形式
18	ファイリング	竣工図		1,552	件	PDF 形式
19		中継ポンプ		8	件	PDF 形式
20		土質調査		81	件	PDF 形式
21		排水設備		4,692	件	PDF 形式
22		維持補修報告書		2	件	PDF 形式

■表示レイヤ

No	分類	レイヤ名	データ形式
1	基礎レイヤ	DM データ 1/2500	DM データ形式
2		地番図	Shape 形式
3		航空写真	TIFF 形式
4		下水道台帳図郭	Shape 形式
5	管路施設	人孔	Shape 形式
6		管渠	Shape 形式
7		柵	Shape 形式
8		取付管	Shape 形式
9	その他	供用開始区域	Shape 形式
10		排水設備接続面	Shape 形式
11		排水設備	Shape 形式
12		土質調査	Shape 形式
13		メモ	Shape 形式

(別紙 2) 導入機器要件

機器名	項目名	仕様
タブレット	CPU	クロック数 2.5GHz、6 コア 同等以上
	メモリ	16GB 以上
	ストレージ	64GB 以上
	画面サイズ	13.0 インチ以上
	画面解像度	1920x1080 同等以上

(別紙3) システム機能要求書

(1) 画面操作機能

地図画面を自由に操作閲覧するために、以下の機能を有していること。

- ・当倍率拡大・縮小ができること
- ・範囲指定による拡大ができること
- ・全方位にスクロールできること

(2) 施設情報表示、入力機能

地図画面上で、個別施設又は任意区間の施設を指定して施設の属性情報が確認でき、入力できること。

(3) 関連図書管理機能

竣工図等の施設に関連する図書等を、施設図形とリンクして管理参照できること。

(4) メモ機能

地図上の任意の場所にメモを作成できること。

(5) 苦情管理機能

地図上の任意の場所に苦情登録でき、その状態管理ができること。

(6) 点検調査管理機能

点検調査の計画・実績管理ができること。

(7) 色分け表示

点検調査結果による色分け表示ができること。

(8) 検索機能

検索条件を指定することにより、該当する施設を検索でき、当該施設情報を一覧表示できること。

(9) データの出力機能

本システムで管理している各種情報について、汎用表計算ソフトで利用できるようデータのエクспорт機能を有すること。